

魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

本要領、魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という）は、魅力あるたけおみやげ開発業務に係る事業者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務選定の概要

(1) 件名

魅力あるたけおみやげ開発業務に係る事業者の選定

(2) 業務選定の目的

当協議会の「武雄のコラボレーションによる特産品メニュー開発事業」は重点分野である観光分野の活性化を図るものであり、観光客へ向けた特産品の開発は特に重要である。

より多くの観光客の方に選ばれる商品を作るため、商品のブラッシュアップやパッケージ製作にてお土産品（特産品）のブランド力強化を図りたい。それに伴い、協力事業者を募り商品開発のプロジェクトを進めていくにあたり、商品開発過程の進捗管理や商品化（パッケージング）等のコーディネートに専門家を介在させることで、より有効性の高いプロジェクトを実践したい。

そのため、高度な企画力、提案力、創造力や豊富な実践経験・専門的な知識を有する専門事業者が必要であるため、総合的知見から判断できる公募型プロポーザル方式により業者選定をしたい。

(3) 業務の内容

「魅力あるたけおみやげ開発業務仕様書」、「魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」による。

3. 条件

(1) 業務期間

契約日から令和3年3月5日まで

(2) 業務予定上限額（消費税及び地方消費税を含む）

3,000千円以内

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- (4) 暴力団等に該当しないこと
 - ・法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるものを除く。
 - ・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しないこと。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - ・暴力的な要求行為を行う者を除く。
 - ・法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者を除く。
 - ・取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者を除く。
 - ・偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者を除く。
 - ・その他前各号に準ずる行為を行う者を除く。

6. 参加の方法

参加表明事業者（以下「事業者」という。）は、武雄市地域雇用創造協議会が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数提出しなければならない。

(1) 提出書類・必要部数

- | | | | |
|---|------|-------------------|----|
| ア | 様式1 | 「公募型プロポーザル参加表明書」 | 1部 |
| イ | 様式2 | 「秘密保持誓約書」 | 1部 |
| ウ | 様式3 | 「暴力団等に該当しない旨の誓約書」 | 1部 |
| エ | 任意様式 | 「会社概要」 | 1部 |

なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参または郵送すること。

イ 提出窓口

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10

武雄市地域雇用創造協議会

(事務局：武雄市 営業部 商工観光課内)

担当：山口

電話 0954-23-9237 (直通)

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

令和2年7月27日(月)正午まで

イ 受付

午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで。

(ただし土、日、祝日を除く。)

7. 提供する資料

事業者については、企画提案書等作成のために必要となる以下の資料を提供する。

- (1) 魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領
- (2) 魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル審査要領
- (3) 魅力あるたけおみやげ開発業務仕様書

8. 企画提案書等(資料)の提出

参加表明書を提出した事業者は、別途提供する「魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次に掲げる書類を
令和2年8月5日(水)正午までに提出するものとする。

- (1) 企画提案書(任意様式)
- (2) 経費見積書(任意様式)

9. 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

(1) 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、受け付けない。

(2) 提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市地域雇用創造協議会は、一切の

責任を持たない。

10. 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

提出書類の著作権は、各参加事業者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表等に必要な場合には、武雄市地域雇用創造協議会は提出書類の著作権を無償で使用できるととする。

ただし、本プロポーザルに関する公表等及び武雄市地域雇用創造協議会が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できるとする。

11. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

(1) 受付期間 令和2年7月20日(月)から令和2年7月29日(水)正午まで

(2) 受付方法 様式4.「質問票」を下記メールアドレスへ送信すること。なお、未到着を防止するため、送信後、必ず電話連絡にて着信の確認を行うこと。

また、メールの件名を「魅力あるたけおみやげ開発業務プロポーザル質問」とすること。

E-mail: syoukoukankou@city.takeo.lg.jp

電話連絡先: 武雄市地域雇用創造協議会

(事務局: 武雄市 営業部 商工観光課内)

担当: 山口

0954-23-9237 (直通)

(3) 回答方法 令和2年7月31日(金)までに、質問の有無に係わらず、参加資格を有するすべての事業者へ回答する。

12. 審査概要

本プロポーザルにおける魅力あるたけおみやげ開発業務にあたっては、別途提供する「魅力あるたけおみやげ開発業務に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、事業者から提出された企画提案書等の内容を審査し決定する。

(1) 審査結果

ア 結果通知

令和2年8月7日(金)に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。

また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

イ 結果に関する問い合わせ

審査結果について、令和2年8月12日(水)まで書面にて説明を求めることができる

ものとする。

なお、提出にあたっては「6. 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

13. 日程

事 項	実施期間または期日
参加表明書等提出期間	令和2年 7月27日(月) 正午まで
質問受付締切	令和2年 7月29日(水) 午後5時まで
質問回答	令和2年 7月31日(金)
企画提案書等提出締切	令和2年 8月 5日(水) 正午まで
書類審査	令和2年 8月 6日(木)
審査結果通知及び選定結果通知	令和2年 8月 7日(金) 予定

※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

14. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「辞退届」(任意様式)を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては「6. 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ、持参・郵送により提出するものとする。

15. その他

- (1) 事業者から提出された書類等については、返却しない。
- (2) 参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (3) 事業者候補の決定までに、地方自治法第167条の4に該当することになった場合は、優先交渉権を喪失するものとする。
- (4) 事業者選定後、約定書を締結する際には、双方協議のうえ事業の詳細についての仕様を定める。